

# 令和2年度第1回

## 東北町農業委員会総会議事録

期日 令和2年4月10日

場所 コミュニティーセンター未来館  
2階 集会室

令和2年度第1回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 コミュニティーセンター未来館 2階 集会室

2. 開会日時 令和2年4月10日(金) 午後3時00分

3. 閉会日時 令和2年4月10日(金) 午後4時12分

4. 出席農業委員(15名)

1番	乙部繁作君	2番	沼尾京子君
3番	蛭名勲君	4番	蛭沢清子君
5番	沼尾幸一君	6番	竹内勝子君
7番	米内山寧夫君	8番	高松克彦君
9番	沢田兼美君	10番	中野一男君
11番	甲地武彦君	12番	木村豊三郎君
13番	甲地俊隆君	14番	新山忠幸君
15番	小野寺正八君		

5. 欠席農業委員(0名)

6. 出席農地利用最適化推進委員(3名)

甲地	岡山粕男君	上野(上)	蛭名賢一君
旭	笹倉隆悦君		

7. 欠席農地利用最適化推進委員(2名)

花向町	野田亮広君	千代畑	江刺家栄作君
-----	-------	-----	--------

## 8. 会議に付した案件

報告第1号	農地の転用事実に関する照会について
報告第2号	農地等の現況に関する照会について
報告第3号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第2号	東北町農用地利用集積計画の決定について
議案第3号	競（公）売買受適格者の証明について

## 9. 議事録署名委員

3番 蛭 名 勲 君      7番 米内山 寧 夫 君

## 10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

参事・事務局長 蛭 澤 博 幸      事務局主査 荒 木 浩 美

## 11. 書 記

事務局副参事 河 島 徳 悦

(全員起立で挨拶を行う。)

事務局長  
(蛭澤博幸君)  
総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。  
ご起立願います。  
「こんにちは」  
着席願います。

(開会前に職員の異動無を報告致します。)

事務局長  
(蛭澤博幸君)  
この度、4月1日付けで、農業委員会職員の異動がありませんでしたので、今年度も昨年同様の職員で事務を進めて参りますので宜しく願ひ致します。

事務局長  
(蛭澤博幸君)  
ただいまから、4月3日に招集通知しました、第1回東北町農業委員会総会を開催致します。  
本総会の出席委員は、15名で、定足数に達しておりますので、総会は成立致しました。  
尚、農地利用最適化推進委員3名の出席があります。

それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

(会長挨拶省略)

事務局長  
(蛭澤博幸君)  
ありがとうございました。  
それでは、東北町農業委員会会議規則第5条により、会長は会議の議長となり、議事を整理する事になっていきますので、会長より議事進行をお願いします。

会長  
(乙部繁作君)  
それでは、しばらくの間、議長を努めさせていただきます。

議長  
(乙部繁作君)  
(開議)  
これより、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。  
総会の提出案件は、報告4件、議案3件であります。  
充分なるご審議をお願いします。  
それでは、議事に入ります。

(議事録署名者の指名・書記の任命)

議長  
(乙部繁作君)

日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、議題とします。

お諮りします。

議長の私から指名する事にご異議ありませんか。

(異議なしのとき)

議長  
(乙部繁作君)

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名する事に決定しました。

議事録署名者には、3番 蛭名勲 委員、7番 米内山寧夫 委員を指名致します。

尚、書記には河島副参事を任命致します。

(会期の決定)

議長  
(乙部繁作君)

日程第2 会期の決定について、議題とします。総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしのとき)

議長  
(乙部繁作君)

異議なしと認め、総会の会期は本日1日とする事に決定しました。

議長  
(乙部繁作君)

日程第3 報告第1号 農地の転用事実に関する照会について、議題とします。

事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長  
(蛭澤博幸君)

1ページをお開きください。

報告第1号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告するものです。

尚、現地確認は4月3日、委員2名(甲地武彦 農業委員及び江刺家栄作 農地利用最適化推進委員)と事務局職員2名により遅滞な

事務局長  
(蛭澤博幸君) 　　く現地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認しています。  
2ページをお開き下さい。

受付番号1番から5番、5件について説明致します。

(事務局 受付番号1番から5番 5件朗読説明省略)  
以上、5件です。

ただいま、事務局より報告第1号の朗読及び説明がありました。ご  
質疑等ありませんか。

委員(高松克彦君) 　　3番の土地ですが、農業振興地域外は間違いではないですか。それ  
から5番の土地は農業振興地域内ではないですか。

事務局長  
(蛭澤博幸君) 　　3番、5番の土地両方ですが、農業振興地域に関しては外で確認し  
ております。

委員(高松克彦君) 　　農業振興地域の整備に関する法律において、農業振興地域外の土地  
であって農用地区域内の土地は存在しないはずですよ。

事務局長  
(蛭澤博幸君) 　　農業振興地域に入っていない事を確認しました。農用地区域には町全体  
のほとんどが入っております。その内の農業振興地域に該当するか、し  
ないかを確認してきました。

委員(高松克彦君) 　　局長、それは間違いではないのですか。

事務局長  
(蛭澤博幸君) 　　反対ですか。

委員(高松克彦君) 　　局長、反対という事ではなく貴方の解釈が全然なっていない。3番の土  
地の場所を農林水産課の図面で確認して見て下さい。3番の土地が農業  
振興地域に該当するか、しないか直ぐ判ると思います。これは非常に重  
要な事で農業振興地域の整備に関する法律できちんと決まっているはず  
ですよ、よって農地法よりこちらを優先するはずですよ。これを間違っ

委員（高松克彦君） 解釈していると思われます。電話で宜しいので農林水産課から3番の土地が農業振興地域に該当しない場所であるか確認して下さい。

事務局長（蛭澤博幸君） 分かりました、農業振興地域に指定されているか確認出来る資料を持って来ますので少々お待ち願いますか。それで確認したいと思いますので宜しいでしょうか。

委員（高松克彦君） はい、分かりました。

午後3：13休憩

午後3：20再開

事務局長（蛭澤博幸君） 説明させていただきます。こちらの資料は農林水産課で作成している「東北町農業振興地域整備計画書」という冊子です。この中には、農業振興地域に指定した地番が明記されています。先に5番の土地は該当しません。この冊子は、2015年1月1日現在の情報で活用しております。5番の土地は農業振興地域外と判断しました。次に3番の土地ですが、同じ区域の該当地番が26番11から指定されております。尚、3番の土地は該当しない為、外と表示しております。

委員（高松克彦君） 分かりました、会議終了後に農林水産課へ寄ってみますが、この資料で間違い無いという事で宜しいのですね。

事務局長（蛭澤博幸君） 私は、こちらの冊子より間違いないと判断しました。

議長（乙部繁作君） そのほか、質疑はありませんか。

(質疑なしのとき)

議長（乙部繁作君） 質疑なしと認め、報告第1号は原案のとおり報告済と致します。

議長 (乙部繁作君) 日程第4 報告第2号 農地等の現況に関する照会について、議題とします。  
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 (蛭澤博幸君) 3ページをお開き下さい。  
報告2号 農地等の現況に関する照会について、青森地方裁判所から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告するものです。

4ページをお開き下さい。  
受付番号1番1件について説明致します。

(事務局 受付番号1番 1件朗読説明省略)  
以上、1件です。

議長 (乙部繁作君) ただいま、事務局より報告第2号の朗読及び説明がありました。  
ご質疑等ありませんか。

委員 (沼尾京子君) この亡とはなんですか。

事務局長 (蛭澤博幸君) 既に亡くなられている方ですので、亡と標記しています。

委員 (沼尾京子君) はい、分かりました。

議長 (乙部繁作君) そのほか、質疑はありませんか。

(質疑なしのとき)

議長 (乙部繁作君) 質疑なしと認め、報告第2号は原案のとおり報告済と致します。



議長 (乙部繁作君) 日程第5 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、議題とします。  
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 (蛭澤博幸君) 5ページをお開き下さい。  
報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、このことについて、別紙のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので報告するものです。

6ページをお願いします。  
(事務局 1番から11番 11件朗読説明省略)  
以上、11件です。

議長 (乙部繁作君) 只今、事務局より報告の朗読及び説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

委員 (木村豊三郎君) 受付番号の6番で、持分3837分の1034は土地の面積が少ないのに、これだけの人が権利あるということですか。

事務局長 (蛭澤博幸君) 備考欄に上記のとおり記載しており、事務局でも税務課へ確認しました。共有地の持分相続となります。また、持分表記は上記のとおりで間違いありません。こちらの土地の所有者は2人です。

委員 (木村豊三郎君) はい、分かりました。

委員 (沢田兼美君) 3番の土地は集会場が建っていますが、畑の表示となっています。間違いありませんか。

事務局長 (蛭澤博幸君) はい、集会場が建っております。ただし、記簿地目がまだ畑となっております。現況は集会場ですので宅地となります。集会場が建った当時は宅地へ地目変更しなかった為、登記簿が畑のままになっています。集会場は共有地となり持分18分の1の表示となっています。

委員 (沢田兼美君) はい、分かりました。

議 長 そのほか、質疑はありませんか。  
(乙部繁作君)

(質疑なしのとき)

議 長 質疑なしと認め、報告第3号は原案のとおり報告済と致します。  
(乙部繁作君)

議 長 日程第6 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、議題とします。  
(乙部繁作君) 事務局より朗読及び説明を願います。

事務局 長 10ページをお開きください。  
(蛭澤博幸君) 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

11ページをお願いします。  
受付番号1番1件について説明します。

(事務局 受付番号1番 1件を朗読説明省略)  
以上1件であります。

議 長 ただいま、事務局より報告第4号の朗読及び説明がありました。  
(乙部繁作君) ご質疑等ありませんか。

(質疑なしのとき)

議 長 質疑なしと認め、報告第4号は原案のとおり報告済みと致します。  
(乙部繁作君)

議 長 日程第7 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、議題とします。  
(乙部繁作君) 事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長  
(蛭澤博幸君) 12ページをお願いします。  
議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり、(1)所有権移転8件、許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

13ページをお願いします。  
所有権移転(8件)について説明致します。

(事務局 受付番号1番から8番 8件を朗読説明省略)  
以上、8件であります。

議長  
(乙部繁作君) ただいま、事務局より議案第1号の朗読及び説明がありました。  
本案について、ご質疑等ありませんか。

委員(新山忠幸君) 受付番号の3番と4番が同じ人ですが、なぜ番号を2つに分けたのですか。

事務局長  
(蛭澤博幸君) はい、譲渡し人の名前が違うので分けてございます。

委員(新山忠幸君) はい、分かりました。

議長  
(乙部繁作君) そのほか、質疑はありませんか。

(質疑なしのとき)

議長  
(乙部繁作君) 異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり許可することに決定しました。

議長  
(乙部繁作君) 日程第8 議案第2号 東北町農用地利用集積計画の決定について、議題とします。  
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長  
(蛭澤博幸君)

16ページをお願いします。

議案第3号 東北町農用地利用集積計画の決定について、東北町長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。

17ページをお願いします。

農用地利用集積計画の承認について、町長から農業委員会へのお願いの文書であります。

18ページをお願いします。

最初に農業経営基盤強化促進法による利用権の設定各筆明細書賃貸借、受付番号1番1件について説明致します。

尚、賃貸借及び使用貸借は、農地中間管理事業によるため、利用権の設定を受ける者は、公益社団法人あおもり農林業支援センターでありますので、氏名、住所については、省略させていただきます。

(事務局 受付番号1番1件を朗読説明省略)

19ページをお願いします。

次に、使用貸借、受付番号1番1件について説明致します。

(事務局 受付番号1番 1件朗読説明省略)

議長  
(乙部繁作君)

ただいま、事務局より説明が終わりました。本案について、ご質疑等ありませんか。

(質疑なしのとき)

議長  
(乙部繁作君)

異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり承認する事に決定しました。

議長  
(乙部繁作君)

日程第9 議案第3号 競(公)売買受適格者の証明について、議題とします。

事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長  
(蛭澤博幸君)

20ページをお願いします。

議案第3号 競(公)売、買受適格者の証明について、農地法3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格者証明願いの提出があったので審議を求めるものです。尚、当該適格者が最高買受申出人等となり農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものです。

21ページをお願いします。

受付番号1番から2番、2件について説明します。

(事務局 受付番号1番から2番 2件朗読説明省略)  
以上2件であります。

議長  
(乙部繁作君)

ただいま、事務局より議案第3号の説明がありました。ご質疑等ありませんか。

委員(高松克彦君)

裁判所で入札する際に今日の総会の議決事項で、2人の方が買受適格者証明願いを提出していますが、買受適格者にならないと入札に参加出来ない事になりますね。質問しますが、1番の方については経営面積が約153haで、現在営んでいる事が分かり技術面、経営面から問題ないと思います。2番の方は、農業用機械を所持しておらず軽トラック1台のみ、新規の方と見受けられます。どの位の資本力を持っているのか私達は、この資料の情報だけでは判断出来ません。過去に農業を営んでいた、又は実家が農家を営んでいて相当数の時間、手伝いをしている等、技術的能力が高い人である事が分かるなら、農業を営む方と判断出来ます。何歳の方で、家族労働力が2人、軽トラック1台でイチゴを作る。新規就農で始めるにもこの方が買受適格者になるか、ここで判断して下さいと言われましても出来ません。イチゴは農薬を扱うので、扱い方を間違えれば隣接農地の方々に迷惑をかける等が発生します。もう少し2番の方の素性、内状を説明願います。

事務局長  
(蛭澤博幸君)

2番の方は八戸市在住、年齢は48歳になります。競売する土地にはビニールハウスが建っており、修繕しながらイチゴの栽培をする計画です。修繕費は300万円程度かける予定です。農業用機械のトラクター、耕運機、噴霧機、予冷库等は土地を落札された後に購入する予定です。新規就農になりますので青年就農計画書の提出、新規就農支援事業の補

事務局長  
(蛭澤博幸君)

助金を活用して行いたいと聞き取りしました。東日本大震災、新型コロナウイルスの影響で会社の業績が悪化しており、会社経営及び店舗経営の難しさを痛感していると聞き取りしました。その中で食料品については安定していると感じ、生産する側に自分が興味を持ったそうです。インターネットで今回の競売について拝見し、新規就農する内容の申請書を提出しています。家族労働力は本人と奥様の2人となります。簡単ですが説明と致します。

委員(高松克彦君)

農作業経験が有る、無いは今現在分かりませんか。また、土地代、ビニールハウス等の修繕費に300万円程度、農業用機械の購入資金、総額いくらで見ているか分かりませんが、自己資金残高証明等の添付書類は願出時に求めていますか。求めているのであれば、農業用機械をどの程度購入するのか、購入する自己資金の残高証明が有るか、無いか。それから収入ですけれども新規就農の補助金を活用する手続きは市役所でどれくらい進んでいるのかを教えてください。

事務局長  
(蛭澤博幸君)

はい、農業用機械類を含めた形で新規就農に必要な経費ですが、先ほどの説明でビニールハウス等の修繕費に300万円程度、その他の農業用機械の購入費に170万円程度用意する予定です。新規就農の申請は八戸市になります。新規就農計画書を八戸市へ提出して下さいと話しました。本人曰く、裁判所の入札に関しては自己資金でやりたいと話を受けております。その後については、新規就農支援事業補助金を活用して就農したいそうです。落札出来たら、次の段階の新規就農の手続きに入りたい話をされていました。耕作する土地が無いと何もできない為、競売に参加し購入を目指したいそうです。又、委員が申し上げた自己資金残高証明等については頂いておりません。

委員(高松克彦君)

はい、分かりました。

委員(木村豊三郎君)

新規就農という事ですが、新規就農の場合であったら今まで農業をやっていない方でも農地法で、自分で農地を購入出来る決まりがありますか。

事務局長  
(蛭澤博幸君)

委員がお話された通り、農地の売買については5反部以上の農地を所有していない人は農地が取得出来ない規定があります。2番の方は新規就農となるので、農地が無くても土地を取得出来ます。新規就農の場合は取得してから最低3年間は必ず作付け、収穫した写真等の提出を求めています。

事務局長  
(蛭澤博幸君) います。又、新規就農の場合は5年間補助金を受けられますがその際も報告する義務があります。農業委員会、農林水産課で監視までいきませんが、二重の確認作業を行っています。

委員(木村豊三郎君) 町で認定、新規就農支援事業補助金を支給した後に当事者がとんずらしたという話を聞きましたが、罰則規定とか無いのですか。

事務局長  
(蛭澤博幸君) 新規就農で土地を取得した後は、農業委員会で3年間は現地写真と報告書の提出を年に2回求めています。農林水産課でも5年間は現地の状況確認、営農指導を実施しています。

委員(木村豊三郎君) はい、分かりました。

午後4:03休憩

午後4:06再開

議長  
(乙部繁作君) そのほか、質疑はありませんか。

(質疑なしのとき)

議長  
(乙部繁作君) 異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり許可することに決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了致しました。  
第1回東北町農業委員会総会を閉会致します。

———— 閉会 午後4時12分 ————